令和４年度 若年技能者人材育成支援等事業
東京都における推進計画の概要

令和４年度東京都委託事業実施計画等を踏まえ、ものづくりマイスターの派遣や技能振興の取組み、事業実施に当たっての連携・協力の在り方など、都における若年技能者人材育成支援等事業の推進計画を策定

１ 地域における技能振興事業

地域における技能振興の取組を一層推進するため、地域関係者の創意工夫による技能振興気運の醸成等を図る

(1) 技能五輪全国大会予選会の実施（西洋料理、洋菓子製造、電工）
(2) 技能五輪全国大会等への参加に対する援助（旅費、道具等運搬費援助）
(3) 現代の名工の紹介コンテンツの作成支援

２ ものづくりマイスター等の活用事業

若年技能者の人材育成・確保を図るため、ものづくりマイスターや熟練技能者を中小企業に重点的に派遣し、講習や実技指導を実施

(1) 若年技能者の人材育成に係る相談・援助（相談窓口の設置）
（例：ものづくりマイスター制度の紹介等）
(2) ものづくりマイスターの発掘・登録
(3) ものづくりマイスター派遣による実技指導
・ものづくりマイスターの企業派遣を重点的に実施（重点）
・イベントエリア等へのものづくりマイスター派遣の実施（新規・重点）
(4) 熟練技能者派遣による実技指導
(5) ものづくりマイスターに対する指導技法等講習会の実施
(6) ものづくりマイスター活動意志確認

３ 連携会議

支援等事業の実施に当たり、東京都の産業特性や就業構造を踏まえた的確な事業を行っていくため、関係機関の協力のもと連携会議を開催
なお、連携会議の下に専門分科会を設置

(1) 連携会議（年２回程度開催）
・推進計画の決定、事業の進捗管理、今後の事業改善等意見
(2) 専門分科会（随時開催）
・地域の事情等に応じた技能振興の今後の取組み等について検討

令和４年度 若年技能者人材育成支援等事業

東京都における推進計画

令和４年度の「厚生労働省若年技能者人材育成等支援事業実施要領」及び「東京都委託事業実施計画」、令和３年度の連携会議等の意見を踏まえ、ものづくりマイスターの派遣や技能振興の取組み、事業実施に当たっての連携・協力の在り方など、都における若年技能者人材育成支援等事業の推進計画を策定する。

なお、計画の実施にあたっては、新型コロナウイルスの感染拡大状況を踏まえ、厚生労働省とも協議し適切に対応していく。

１ 地域における技能振興事業

(1) 技能五輪全国大会予選会の実施

令和４年度技能五輪全国大会（千葉県開催）に向け、予選職種の関係業界と連携・協力して予選会を実施する。（実施職種：西洋料理、洋菓子製造、電工）

(2) 技能五輪全国大会等への参加に対する援助

技能五輪全国大会、若年者ものづくり競技大会の実施に際し、参加選手や指導者の参加旅費、道具等の運搬費に対する援助を実施する。

（選手が大企業に雇用されている場合は除く）

(3) 現代の名工の紹介コンテンツの作成支援

社会一般に技能尊重の気風を浸透させ、青少年が技能労働職に入職することを促進するため、令和４年度「卓越した技能者」被表彰者の技能を紹介するためのコンテンツの作成を支援する。（東京都の被表彰者に取材し、中央技能振興センターに報告する）

２ ものづくりマイスター活用事業

(1) 若年技能者の人材育成に係る相談・援助

① 相談窓口の設置

東京都技能振興コーナーに若年技能者の人材育成に係る相談窓口を設置し、専任職員による企業等の訓練計画作成のアドバイス、指導者の派遣・紹介、好事例の紹介、訓練施設のコーディネート等を実施する。

② ものづくりマイスター制度の紹介

技能振興コーナーホームページ上での制度の紹介、ポスター、パンフレット等を活用し、効果的に制度の周知を図る。

③ ３級技能検定の資格付与の案内

ものづくりマイスターが行う実技指導の受講者に対して、一定の条件が満たされれば３級技能検定の資格付与が可能であることを案内する。

④ 企業への訪問相談の実施

ものづくりマイスター派遣に関心を持つ企業への訪問相談を実施する。

(2) ものづくりマイスター等の発掘・登録

企業や学校からの多様な派遣要請に的確に対応していくため、新規認定者の開拓に重点的に取組み、ものづくりマイスターの登録数（ストック）及び登録職種数（メニュー）を増やしていく。

令和４年度のものづくりマイスターの登録については、令和３年度の実績を踏まえ、厚生労働省との協議に基づき目標数値を定め、随時募集する。

①　登録活動の推進

ものづくりマイスターに対する関心を高めるため、ものづくりマイスターの活動の意義や具体的な活動事例を紹介する募集パンフレットを活用し、広く熟練技能者に周知を図ることによって、ものづくりマイスターの登録活動を推進していく。

②　企業・団体への働きかけ

業界の中核をなしている技能者（所謂、第二世代技能者）に対し、ものづくりマイスター認定申請を積極的に働きかけるよう企業・業界団体・技能士会に引き続き求めていく。

③ 職業教育訓練施設等の講師に対する働きかけ

幅広い職種について職業教育訓練を行っている職業能力関係施設や専門学校等を通じて、当該施設のものづくり職種の講師に対して認定申請を要請する。

(3) ものづくりマイスター派遣による実技指導

技能尊重の気運の醸成、若年技能者の人材育成・確保を図るため、ものづくりマイスターを中小企業や工業高校等に派遣し従業員等に対して、講習や実技指導等を行う。

ものづくりマイスターの派遣要請があった職種で、都内ものづくりマイスターに該当する登録がない場合は、広域派遣制度に基づき、近隣県のものづくりマイスターの活用も図っていく。

①　学校等へのものづくりマイスター等派遣による実技指導の実施

新規実施校については、専門高校等のニーズとものづくりマイスターの職種との関係を調整し、実施校と連携・協力して着実に実施する。

また、既実施校については、昨年実施した科目の連続実施は謝金等の支援対象とならないため、既実施科目以外の科目での実施について調整する。

実施に当たっては、主に技能検定課題や技能競技大会の競技課題を活用し、工業高校や農業系等の専門高校コース、普通高校コース（製造業・建設業就職内定者向け)、大学・専修学校等コース（製造業・建設業就職内定者向け）を設定し、ニーズに合った実技指導を行う。

②　中小企業等におけるものづくりマイスターの活用の促進

本事業の目的である中小企業等に在職する若年技能者の技能向上を支援するため、業種別団体や経済団体等に積極的に派遣の活用を働きかけるなど、新規利用企業等の開拓に重点を置いて取組んでいく。

(ｱ)　新たに、業種別団体に直接訪問して、マイスター派遣の利用を促すとともに

パンフレット等による傘下企業に対する制度の周知を依頼する。
　また、傘下の企業による単独利用が困難な場合は、団体による活用についても提案する。

(ｲ) ものづくりの盛んな区市の産業経済部門や経済団体へ直接訪問してニーズを聞き取るとともに、パンフレット等による関係企業への周知を依頼する。(城南・城東・多摩地域等)。

(ｳ) ものづくり産業集積地域における中小企業の若手経営者による自主的グループや地域のハブ企業に新たな制度等を周知する。

(ｴ) 人材育成に意欲のある企業やものづくりマイスター等の活用に前向きな企業の具体的なニーズ等を把握し、ものづくりマイスター等と企業とのマッチングを図る。

(ｵ) 工業高等学校卒業生の就職先企業に対するものづくりマイスター等派遣制度のＰＲを行っていく。

(ｶ) 制度について、当協会ＨＰや定期的に当協会会員や企業へ発送しているＤＭを通じて広報する。

③ 公共施設や民間施設のイベントエリアへのものづくりマイスター派遣の実施

新たに公共施設や民間施設のイベントエリアにものづくりマイスター派遣を派遣し、広く一般都民に対する実技指導の他、実演や体験指導を実施する。

(ｱ) 新宿西口広場等で、技能振興コーナー主催の実演・体験指導を企画し、実施する。

(ｲ) 各区・市が実施する様々な催し物の情報を収集し、参加スペースを確保して、実演や体験指導を実施する。

④ 指導内容の記録、課題等の伝達

受講生の到達度、今後の課題や感想等を記録し、受講生に対して受講後の記録内容等を伝えると共に、今後の技能の向上に役立つよう指導する。

(4) 熟練技能者派遣による実技指導の実施

ものづくりマイスター認定職種以外の技能分野の実技指導の要請に対し、当該分野等の熟練技能者を派遣する。

(5) ものづくりマイスターに対する指導技法等講習会の実施

ものづくりマイスター新規登録者に対し、指導技法の習得と向上のための講習会を随時開催する。講習会の未受講者については、積極的に受講を呼びかける。

(6) ものづくりマイスター活動意志確認

過去３年間活動実績のないものづくりマイスターに対し、ものづくりマイスターとしての活動の意志確認を行うとともに、最新版のテキストや事例集等の情報提供を行う。

３ 連携会議

(1) 連携会議の開催

支援等事業の実施に当たり、東京都の産業特性や就業構造を踏まえた的確な事業を

行っていくため、関係機関の協力のもと、推進計画の決定や事業の進捗管理、次年度に向けた改善事項の取りまとめ等を行う連携会議を開催する。

(2)連携会議の委員

学識経験者、経営者団体、労働者団体、行政機関（東京労働局、東京都）の中から各２名程度を目途に選任する。

(3)専門分科会

連携会議の下に、事業運営に精通した現場に近い関係者で構成した専門分科会を設置し、企業等における人材育成や若年技能者のレベル向上、地域の実情に応じた技能振興の取組み等について検討する。

(4) 専門分科会の委員

学識経験者、業界団体及び行政機関から５～１３名程度の範囲内で選任する。

(5) 開催時期

① 連携会議
２回程度

② 専門分科会
開催は、連携会議の状況により随時開催する。

(6) 事業協力体制の整備

事業を推進していく上で、戦略的かつ中長期的な動きが出来るように各種団体等と事業の協力体制を構築していく。

(対象)各技能士会、各技能検定協力団体、連携会議委員・専門分科会委員の所属組織等